

令和4年7月15日14時00分  
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社前田組

期間: 令和4年7月15日から令和4年11月14日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社前田組が、建設業許可部局より30日間の営業停止処分及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

山腰 祐司 (内線 2511)

総務部契約課建設専門官

濱口 哲至 (内線 2512)

令和4年7月15日  
近畿地方整備局

## 株式会社前田組に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社前田組は、令和4年5月10日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。

①高槻市発注の工事において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないAを主任技術者として配置し、資格要件を満たす主任技術者を配置しなかったため、建設業法第26条第1項の規定に違反した。

また、高槻市の請負契約に係る一般競争入札において、事前に技術者名簿にAが10年以上の実務経験年月数があるとする登録を同市から受けるなど公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとして、30日間の営業停止処分。

②令和3年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、技術職員実務経験申立書にAの虚偽の経歴を記載し、技術職員名簿に資格要件を満たさない同人を記載したとして、指示処分。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社前田組が、建設業許可部局より30日間の営業停止処分及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社前田組

大阪府高槻市藤の里町9-2

代表取締役 小林 充知

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年7月15日から令和4年11月14日まで(4ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)